



水道水 水質検査結果

水道水は、法令等に定められた検査項目と検査頻度により水質検査を行っています。

1月に実施した水道水の水質検査結果は別表のとおりです。

これらの検査は義務づけられている検査項目のほかにも、水道水の安全の確保に万全を期するため水質管理上留意すべきものとされている農薬や、その他の項目についても検査を行っています。

また、水道水の水源水の水質検査も行っています。

これらの検査結果は、振興センター、上下水道課で閲覧することができますので、閲覧したい方は下記までご連絡ください。

なお、今まで行った水質検査の結果は、すべて水質基準に適合しており、飲用水として十分な安全性を確保しています。

平成18年11月水質検査結果

鏡野町役場	上下水道課 ☎0868-54-0001
奥津振興センター	産業建設課 ☎0868-52-2211
上齋原振興センター	産業建設課 ☎0868-44-2111
富振興センター	産業建設課 ☎0867-57-2111

試験項目	法令による 水質基準	水質検査結果										
		鏡野 上水道	香北 簡易水道	香々 美簡易水道	中谷 簡易水道	奥津 簡易水道	羽出 簡易水道	泉 簡易水道	中央 簡易水道	大 簡易 水道	遠藤 簡易水道	本村 簡易水道
一般細菌	100/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出しないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
塩化物イオン	200mg/l以下	6.7	4.3	4.9	6.7	6.2	6.9	5.8	4.3	4.7	4.1	5.5
有機物	5mg/l以下	0.3	0.1	0.1	0.1	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.7
pH値	5.8~8.6	6.2	6.8	6.2	6.5	7.2	7.3	6.9	6.9	7.0	7.3	7.3
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1.0	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	2.9
濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.2

国民年金

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は
「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の
添付をお忘れなく！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付等しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から昨年の11月上旬に送付されています。証明内容は昨年1月1日から10月2日までに納付された国民年金保険料額と、10月3日から12月31日までに納付が見込まれる場合の納付見込額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、昨年10月3日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、国民年金保険料は被保険者本人だけでなく、世帯主は世帯員の保険料を、配偶者は他方の配偶者の保険料を連帯して納付する義務があります。生計を同一とするご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります。



【控除証明書に関するお問い合わせ先】
控除証明書専用ダイヤル
TEL.0570-00-9911
(平成19年3月16日までの平日
午前9時から午後5時まで)
※IP電話等の方はTEL.045-326-1840